

大東監告示第1号

教育総務部に対する定期監査等の結果について

地方自治法第199条第1項及び同条第2項の規定により定期監査等を実施した  
ので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和6年2月6日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 水落康一郎

【担当 監査委員事務局】

## 令和5年度 第2回 定期監査等の結果報告

### 1. 監査の目的

地方自治法第199条第1項、第2項の規定により、本市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、大東市監査基準（令和2年大東監第5号）に準拠して監査を実施した。

### 2. 監査の対象

監査の対象は、教育総務部（教育総務課、野崎青少年教育センター、北条青少年教育センター、学校管理課及び地域・家庭教育課）及び教育総務部と学校教育政策部が共管する教育企画室が所管する令和5年度の事務及び事業全般とした。

### 3. 監査の期間

令和5年9月19日から令和6年1月22日まで

### 4. 監査の着眼点

本監査は、大東市監査基準に基づき、例規に合致しているか否かのほか、その成果や効果等を分析し、経済性・効率性・有効性の観点から、市民の視点に立ち検証を行った。なお、令和5年4月24日から電子決裁システムが本格稼働したことに伴い、円滑かつ適正に決裁処理が行われているかどうかについても検証を行った。

### 5. 監査の実施内容

大東市監査基準に基づき、教育総務部の各課（青少年教育センターを含む。）及び教育企画室が所管する令和5年度の事務事業について、電子決裁システムに登録された起案書等のデータの開示並びに紙媒体で作成された帳簿及び文書の提出を求め、これらを基に文書を作成した部署から事情を聴取し、その財務及び一般行政に係る事務執行について監査を行った。

### 6. 監査の結果

概ね適正に事務が執行され、最少の経費で最大の効果をあげるよう努めていたが、一部に是正すべき事項があったので、下記のとおり指摘を行う。

(1) 給食費の徴収について

給食費の徴収については、令和4年度は小学校:97.15%、中学校:96.43%であり、小学校、中学校ともに改善されており、令和5年度についても引き続き努力されていると思われる。しかしながら、督促以後の催告については1年に1回程度しか行われておらず、効果的なタイミングとは言い難い。対象者が多いので対象者に応じたアクションは難しいかもしれないが、可能な限り対象者個々に催告方針を立て、これに沿った催告を行い、納付率向上を目指されたい。又、教職員の滞納も毎月のように認められる。このような事実は言語道断である。学校教育政策部と連携して納入勧奨を実施していることは評価するが、更にその取り組みを強化すべきであるとともに、教職員本人が自覚し、自発的に滞納の解消を促すように取り組まされたい。

(2) 報酬の支払時期について

(仮称)ほうじょう学園の設置に関する検討委員会の委員参加報酬については、9月末時点で、それまでに開催された3回分の報酬が支払われていない。大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第4条第3項には「月額による報酬並びに前項に規定する報酬及び費用弁償は、その都度支給する」と定められていることから、当該規定を順守されたい。

(3) 例規の見直しについて

例規は、職員が携わる業務の根拠となるものである。青少年教育センターの業務の中で利用者の登録を行う行為、利用形態別に定められた利用時間は、センターの運営事項において極めて重要な事項であることから、市民への公表媒体でもある市の例規に規定するよう検討されたい。又、これは具体例であり、家庭教育支援業務など、それぞれの業務ごとに例規に根拠を求めるとともに、実際の業務と例規の規定に齟齬がないか、日常的に確認し、齟齬がある場合は速やかに改正されたい。

(4) 契約事務について

契約事務においては、毎回、他の定期監査で不備を指摘しているところである。今回の監査においては、適正に事務執行されている部署もあったが、野崎青少年教育センターや学校管理課では細かな点で適正とは言い難い状況であった。起案における随意契約の理由、委託契約の理由、事業者選択理由の欠落のほか、契約締結起案に添付の見積書において、日付が空欄であるもの、複数徴取していないもの、あるいは契約金額を抑えて随意契約とするための分割が疑われるものなどが少なからず存在した。これらの部署においては契約事務に携わる職員1人ひとりが契約事務に関する知識と見識を高めるとともに、その上司にあっては適正な契約事務をOJTで身に付けさせ、適正な契約事務を執行されたい。

#### (5) 文書事務について

本市では今年度4月半ばから文書管理・電子決裁システムを稼働させている。初年度である今年度は、職員は試行錯誤しながら使用している状況であり、伺い文で起案の意思決定の内容が不十分なもの、完了の処理が行われていないもの、文書ファイル情報が入力されていないものや、相手方への送付文書案が施行情報と添付情報のどちらに入力するか統一されていないなどといった不適切な取扱いがあった。文書管理・電子決裁システムによる起案文書については、文書担当課が作成するマニュアルに基づき統一的で入力漏れがないように作成されたい。

### 7. 監査委員意見

教育総務部は、市内の小・中学校において、教職員が児童・生徒に対する教育効果を最大限に発揮できるよう、児童・生徒においては良好な教育環境を確保するため、ソフトとハードの両面から支援を行う役割を担っている。その支援は、多種多様かつ大量であり、担当する職員の苦労には敬意を表する次第である。

小・中学校の長寿命化工事においては、設計の段階で設計業者と問題が発生し、事業に悪影響を及ぼしている。これはひとえに応札額の多寡のみにより落札者が決定される入札制度の弊害面が出てしまったためであるが、現在では小・中学校の長寿命化工事においては、設計業者の選定にプロポーザル方式が取り入れられている。このことにより工事が円滑に進捗し、状況が改善しつつあり、これについては評価したい。

さて、市職員の業務は市民の福祉を増進させ、法令を順守することは言うまでもないことである。今回、監査の対象とした令和5年度は、各部局の活動を意思決定する起案文書の作成が紙文書から電子化が実施された年度であった。初年度ということで監査対象となった部署を含め、庁内各部署で混乱があったようである。監査対象の部署からは外れるが、文書担当課はこの1年ほどで蓄えた事例を踏まえ、文書取扱規程や文書作成マニュアルを最新のものに見直すとともに、庁内における適正な文書の作成に積極的に関与して頂きたい。又、随意契約に関する事務においても、各部署で適正な事務が徹底しきれていない状況を鑑みると、契約担当課が従前以上に適正な取扱いが浸透するよう積極的に関与していただきたい。

このように最近の事務においては部課に跨って協力すべき事案が多くなっていると感じる。各部署の間にある課題についても積極的に関わるようにされたい。これまではそれぞれの組織で別々に対応していても何ら違和感はなかったものが、今となっては縦割りの典型例で、非効率な印象を受ける。例えば人権所管課の人権擁護条項を契約書に入れ込む方針を徹底するため、契約担当課が当該条項を入れ込んだ契約書のひな型を作成することや、施設管理における点検業務、市長部局と教育委員会で別々に契約している数種類の健康診断業務、指定管理者が管理運営している施設の中に同居している市長部局の組織の清掃業務などの共同化であるが、これらを進めてはどうか、検討を期待したい。

これまでの定期監査において、「これまで正しかった方法が常に正しいとは限らない。職員にあっては、常にどうすれば事務を改善できるか。それを庁内にどうやって波及、定着させるか。このことを念頭に置き、管理職がそれを率先して行動で示し、組織としてそれぞれが所管する事務を執行して頂きたい」という旨を報告書で言及してきたが、今後は各部門内部の事案だけでなく、部署を跨る事案についても検討をお願いしたい。そして各部署の上部組織がその調整役を担うことも併せてお願いし、教育活動をもって地方自治法第2条に規定する「最少の経費で、最大の効果を挙げることを目指し」本市の将来世代の育成に寄与して頂きたい。